

第30回 京都市人権文化推進懇話会

日 時：令和元年7月30日（火）午後2時～午後3時55分
場 所：ウィングス京都 2階セミナー室A・B

1 はじめに

○山村室長（共生社会推進室）

それでは定刻となりましたので、ただいまから第30回京都市人権文化推進懇話会を開催させていただきます。

本日は委員の皆様方におかれましては、大変御多忙な中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日司会を務めさせていただきます文化市民局共生社会推進室長の山村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

当懇話会におきましては公開とさせていただきます。本日は市民の方の傍聴がございますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

懇話会の委員につきましては、お手元にお配りしております委員名簿のとおりでございますが、本日は安保委員と竹田委員におかれましては、所用により御欠席ということでございます。よろしくお願いいたします。

それでは早速でございますけれども、開会に当たりまして、別府文化市民局長から御挨拶を申し上げます。

2 挨拶

○別府局長（文化市民局）

大変暑い中、また日程も繰り合わせていただきまして御出席賜りましてありがとうございます。また常日頃から、人権文化の推進に御尽力を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げます。ありがとうございます。

京都市ではこの4月に、事務局に当たります部の組織改正を行なっておりまして、人権文化推進課と男女共同参画推進課を一緒にして、共生社会推進室という新しい組織を設置をしております。「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を踏まえまして、人々の多様な在り方をお互いに認め合える共生社会の実現に向け、取組を進めていくこととしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて最近では、児童虐待事件ですとか、学校でのいじめの問題、ひきこもりなどの社会的孤立、あるいはパワーハラスメント、セクシャルハラスメントの問題など、人権に関するニュースを目にしない日はないといった状況であろうかと思えます。同時に、テレビドラマなどにおいても、例えば性的少数者をテーマとしたものが放送されているなど、多様な人権の尊重についての世間の関心も高まってきているものかと感じております。

こうした中、京都市におきましても、平成27年2月に策定をしております人権文化推進計画を基本方針として、人権文化の構築に向けた取組を進めてまいりました。お手元にもお配りしている計画でございますけれども、この計画は平

成 27 年度からの 10 年間の計画としておりますが、今年でちょうど 5 年目を迎えたということになっております。

また計画策定以降、いわゆる人権三法の施行や、働き方改革関連法案などの労働環境整備、L G B T などの性的少数者についての関心の高まりなど、人権に関する社会情勢の変化もございますし、人権文化推進計画の中でも社会状況などの変化に対応するため、必要に応じて計画を見直しすることとしております。

計画の背骨でございます基本理念や方針などの大きな枠組みにつきましては、しっかりと継承できるものと考えておりますけれども、重要課題ごとの内容などについては、社会情勢の変化を踏まえ、また市民意識調査の結果も踏まえまして、点検、改訂の必要が生じているものと考えております。

今年度いっぱいかけまして、改訂案の取りまとめを目指して、まず本日は、レジュメにもございますとおり、改訂の方向性について御意見をいただければと思っているところでございます。限られた時間ではございますけれども、本市の取組がより効果的なものとなりますよう、委員の皆様には忌憚のない率直な御意見をいただきますようお願い申し上げます。

本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

○山村室長（共生社会推進室）

それでは、以降の議事進行につきましては、薬師寺座長にお願い申し上げます。薬師寺先生、よろしくお願いいたします。

○薬師寺座長

委員の皆様、どうもこんにちは。梅雨が明けて、例年の暑い京都の夏ということですが、今日は大変お忙しいところ、第 30 回の京都市人権文化推進懇話会にお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは座らせていただいて、さっそく議事に入らせていただきます。

最初に、事務局のほうから資料の確認と議題の説明をお願いいたします。

3 議題、資料説明

○山村室長（共生社会推進室）

（※配布資料の確認及び次第に沿って議題の説明）

- ・ 座席表、次第、委員名簿
- ・ 資料 1 「京都市人権文化推進計画 平成 30 年度取組実績」
- ・ 資料 1－1 「参考資料 平成 30 年度取組実績（各局区別一覧）」
- ・ 資料 2 「京都市人権文化推進計画の改訂の方向性について」

○薬師寺座長

はい、どうもありがとうございました。

それでは最初の議題である「京都市人権文化推進計画 平成30年度の取組実績」について説明をお願いいたします。

4 議題

(1) 京都市人権文化推進計画 平成30年度取組実績について

○岡田課長（共生社会推進室）

（資料1，1－1に基づき，新規・改善事業を中心に説明）

○薬師寺座長

どうもありがとうございました。それではただいまの事務局からの説明につきまして、何か御質問などはございますでしょうか。どうぞ御自由に御発言いただければと思います。

一番最初の実績の概要のところ、平成30年度の実績の全事業数が484ということで、新規が9、改善が15、継続が460ということになっているのですが、ちょうど折り返し地点、5年経ったということなんですが、今後の5年を考えていくときに、この総事業数というのはやはり増える傾向にあるのでしょうか。

テレビでも報道されている8050問題、いわゆるひきこもりなどの新たな課題も出てくると、新事業も必要になるのですが、予算というのはそういつも増えていくわけではないし、京都市の人口も増えていくというよりも、これからは高齢化ということが大きな問題になってくると思います。その場合には、ある程度スクラップ・アンド・ビルドも含めて考えなければならない局面も出てくるだろうと思います。

その辺りの考え方というのはどういうふうになっているのか、御説明いただければありがたいと思います。

○岡田課長（共生社会推進）

具体的な数字といたしまして、増えるかどうかはともかく、内容としては色々な法律、社会情勢を踏まえた上での新規、あるいは改善という項目は出てくるというふうに考えております。

○薬師寺座長

どうもありがとうございます。さて、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○玉置委員

子ども・若者のところで、過去何年かの相談件数を比較させていただいたのですが、子どもの相談というのが実績として、教育委員会で24時間の新規の対応をされたり、あるいは子ども若者はぐくみ局としても虐待のSOSを専用電話等で受けておられたりするんですけれども、これを単純に足し算すると、1万件近くになります。

子どもを抱える親から見たときに、ある方ははぐくみ局へSOSの電話をかけ、ある方は教育委員会の24時間かけ、あるいは障害があれば、京都市発達障害支援センター「かがやき」の発達相談に電話をかける、というようなことになると思います。京都市として、相談内容の傾向を比較、分析されたことはあるんでしょうか。相談内容に違いがあるのか、ないのか。もし同じようなのであれば、やはり子どもを抱える親として、ある程度ワンストップで受け止めて、それぞれの専門機関につなぐというようなことはあるのか、ないのか、お伺いできますでしょうか。

○寺山課長（子ども家庭支援課）

教育委員会や児童相談所、区役所・支所の子どもはぐくみ室等それぞれの窓口で受けている相談の内容の違いというところは、傾向の比較や分析を行ってはいないので、ここでは申し上げられませんが、7月22日に児童相談所で児童虐待の相談・通告件数を広報発表しており、平成30年度は通告件数が2,000件を超えまして、右肩上がりに増えてきているという状況でございます。

これは痛ましい事案が全国的に起こってきているということと、児童虐待に対する社会的な関心の高まりを受けて、件数的に増えていることが理由であると認識しております。

虐待の未然防止の取組のため各区役所・支所で母子保健を担う子どもはぐくみ室でもしっかりと受け止めていかないと考えており、平成31年度から機能強化を図り、人員の体制も増員したところです。これまでは全ての虐待事案について児童相談所で一元的に対応しておりましたが、児童相談所での直接的支援を必要としない事案については、区役所・支所でもしっかりと寄り添い、支援を充実していこうと取り組んでいるところでございます。

○薬師寺座長

どうもありがとうございます。はい、じゃあ引き続きお願いします。

○土屋課長（教育委員会学校指導課）

「子ども相談24時間ホットライン」というものを教育委員会で所管させていただいておりますが、相談件数につきましては、各年ごとにばらつきがございます。30年度は2,000件を超えております。

24時間、子どもの相談を受けますので、教育委員会のみならず、はぐくみ局に関わる話が入ってくることもございますけれども、お互いに、所管でないから聞かないというわけではなく、必要に応じて適切につないでいくことが大事であると思っております。

○薬師寺座長

はい、どうもありがとうございます。はい、どうぞ。

○岡田課長（共生社会推進室）

当室では市民の方向けの「京都市人権相談マップ」というものを毎年更新、作成しております。先ほど言っていたような教育委員会なり、保健福祉局なり、子ども若者はぐくみ局ですしております相談、あるいは法務局の人権相談の内容なども掲載しております。一方で、まだまだ市民の方に十分に浸透しておりませんので、こういった冊子も通じて様々な相談を市民の方に知っていただきたいと考えているところでございます。

○薬師寺座長

どうもありがとうございます。

じゃあ引き続いて何か。はい、どうぞよろしくお願いします。

○藤木委員

今の相談の回数ですけれども、同様に1ページ目のDVの相談ですが、5,788件あったと。去年の資料を見せいただきましたら、5,770件とほとんど差がないということで、今の相談の内容を知りたいのですが、内容が変わっているのか、変わっていないのか。もう少し数の分析をされていたらお願いしたいなと思います。

○佐原課長（男女共同参画推進担当）

DVの相談件数ですけれども、私どもDV相談支援センターのほうで対応しておりますほか、女性の被害者からの相談というところで、今御紹介いただきましたとおり29年度は5,770件、30年度が5,788件。若干増えている

という状況ですけれども、年度によって増減はございます。ただ、増加傾向にあるのかなというふうには考えております。

この相談件数というのが、かかってきた件数だけではなくて、DVセンターから他機関に連絡をしたりとか、あと相談者の方にセンターからおかけしたりとか、そういったものも含む件数ということになっておりますので、新規で相談された方ということで言いますと、30年度が425件、29年度が506件ということで、若干減っております。

継続して支援していくことが重要になってきますので、継続して関わっている方が増えてきている状況です。あとは、「緊急ホットライン」というのを設けておりますが、その件数も増えており、30年度が110件。センターの開所時間以外に対応している電話なんですけれども、これが110件。29年度が80件ということで、若干増えている状況でございます。

主だったところは以上でございます。

○薬師寺座長

はい、ありがとうございます。

そのほかの分野でも結構でございますので、何かありましたら、どうぞ御遠慮なく。

○森委員

先ほどの児童虐待の項目とも絡むわけですけれども、京都における児童相談所の職員の数というのは、ちょっと調べさせてもらおうと、厚労省の基準よりも京都市の場合は厚めに配置されているということで認識はしているんですけれども、この間の相談件数の増加を含めて、相談の内容に対する対応を含めて、京都市として十分要員は足りている、という認識なのでしょうか。

一方で働き方改革の関係で、限界というものが京都市の職員にもあると思うんです。そういう意味では、両方を成り立たせていくというとき、やはり一つの方向性なり対応策というものがなければ、どちらかが不幸になってしまうと思いますので、その辺りの現状について少し御説明をいただければと思います。

○寺山課長（子ども家庭支援課）

児童相談所及び子どもはぐくみ室の体制ですが、児童相談所は、この4月から57名の児童福祉司に加えて調整担当の課長級を1名と職員を4名、計5名の増員を行なっているところです。

働き方改革というところですが、児童相談所の職員は、児童相談所に配置されて1年目から3年目の職員が約7割を占めているという状況で、ベテラン職員

が、児童相談所にずっといるというような状況ではなく、職員の専門性や質の確保は課題だと認識しております。

先ほども申し上げましたが、本市では、児童虐待の認定を受けた子どもの対応につきましては、児童相談所で一元的に全て行なっております。児童虐待の相談通報件数が増えるとともに児童相談所の職員の負担もかなり増えております。

そこで児童相談所と子どもはぐくみ室の役割分担を見直すこととし、本年4月から、区役所・支所子どもはぐくみ室では子育て家庭への地域での寄り添い支援を、児童相談所では虐待を受けた子どもの安全確保等の支援を行なっていくこととしました。区役所・支所子どもはぐくみ室の人員体制を、支援が必要な子どもに対する支援を行なっていく係長級を全ての区役所・支所に1名配置して、また職員も10名増員したところでございます。これで十分かどうかというところは、また今後の状況とも合わせて検討してまいりたいと思っております。

○森委員

今お聞きして感じるんですが、結局色んな数字で必要人員、配置人員というところでいけば、いけるとしても、いまお聞きした中で児童相談所に配置されている職員さんが入職1～3年の方が7割ということです。

どの業務にしても専門性というものが問われるというように思うのですけれども、例えば子育てを経験している職員さんだとか、そして過去に児童相談所に勤務してそれなりのキャリアを積まれた方とか、寄り添う相手に対してきちっと対応できる職員さんの育成というものは、もうちょっと重要視していくべきではないかなと感じます。

どうしても経験が浅ければ浅いほど対応のすべも限られてくるでしょうし、相談した相手も不安がある。それで思いに寄り添えないという状況を生み出してしまうと、逆に不信感にもつながっていく可能性もありますので、定期的な人事異動というのは市役所さんの都合であるでしょうけれども、これから先の対応というところでいけば、もう少し異動のスパンを長くするとか、最低限6割ぐらいはスキルを高めた職員さんを配置するといった対応策は是非お願いできないかなというようには思います。

○寺山課長（子ども家庭支援課）

児童相談所は業務が厳しい職場ですので、長いスパンというのはなかなか職員にも負担がかかり難しいところもあるかとは思いますが、経験者の配置等を含め人材育成は考えていきたいと思っております。

○薬師寺座長

そのほか。はいどうぞ、松波委員。

○松波委員

若者に関わることで、門外漢なんですけれども、ちょっと気になっていることを質問いたします。

この子どもを共に育む社会づくりに関わって、この資料でいうと子どもはぐくみ局の26, 27ページあたりを見ているんですけれども、虐待あるいは貧困の問題について社会の関心が高まって、子ども食堂等の取組も広く報道されるようになったんですけれども、貧困や虐待が理由で児童養護施設等を経て成長した若者が、施設を出たあとで、やはり脆弱な環境の中で仕事を続けるのが難しかったり、また色々な犯罪等のリスクがあったり、若者の中で家庭環境に恵まれなかった人たちがとても厳しい状況にある。児童養護施設の関係者もずっと気に留めていても、やはり施設を出た後のフォローアップが十分ではない。退所後のことを調べても、行方不明というか、連絡が取れない若者が多い。

そういったことを佛教大学の長瀬正子先生の著書や調査などで知って、そういう社会的擁護を経た若者への支援といったものが、子ども若者はぐくみ局で何かなされているのか。そういったことが、資料を見てもよくわからなかったもので、御存じの方がいたら質問をしたいのですけれども。よろしくお願いします。

○寺山課長（子ども家庭支援課）

施設等退所後の支援ですが、児童養護施設等に自立支援コーディネーターを配置し、退所後も訪問や相談など継続的に支援をしております。また青少年活動センターでは、月に1回程度食事会を開催しており、そこでみんな集まって、御飯を食べて、交流ができるような取組もしております。

また、昨年3月に「船出のためのナビ」という冊子を作成しました。施設から独り立ちをされたあと、電球の替え方がわからないとか、おつきあいの中で結婚された方へのお祝いの仕方がわからないとか、細かい生活上での疑問の解決法や相談先など、漫画を使ってわかりやすく掲載しております。

○薬師寺座長

ありがとうございました。

さあ、そのほかいかがでしょうか。はい、じゃあ矢野委員お願いします。

○矢野委員

京都市で人権文化推進計画を立てられて、様々な取組をされているというこ

とを今日御報告いただいたかと思います。その取組の中で、例えば相談への対応ということについて言いますと、これはそういう取組をしなければ全く取りこぼされてしまったもので、その数も含めて非常に色々有意義な活動をされているというのがよくわかるものになっていると思いました。

その一方で、例えば啓発とか広報が中心となったりとか、あるいは職員の研修というものが中心となったりするものについて言いますと、どういうふうに京都市の取組が現在浸透しているのかということが少しわかりづらいなと思いました。

例えば、19ページの「安心して働き続けられる職場づくり」というところで、京都市では長年、「真のワーク・ライフ・バランス」というものを掲げられているわけですが、例えば企業で理解が進んでいるのかとか、あるいは京都市で働いていらっしゃる方々に十分に理解されているものになっているのか。

また、犯罪被害者等の人権尊重とか、高度情報化社会における人権尊重とか、こういったものについて、必ずしも相談窓口で対応しているというものではないような、色々な施策を広く理解してもらうというときに、どの程度そういったものについての理解が進んできたというふうに言えるのか。この辺りについて、どういうふうに自分たちの施策が理解されていることを測定されようとしているのか、といったことについて教えていただきたいなと思います。

○原部長（共生社会推進室）

真のワーク・ライフ・バランスにつきましては、毎年インターネットアンケートというのを取っております。用語がどれだけ浸透しているかということですが、毎年、認知度は高まっているということで、例えば平成29年度ですと、真のワーク・ライフ・バランスという名前の周知度につきましては43.6%。それから実現度、どれだけ実現しているのかというようなことにつきましても36.9%ということだったんですけれども、平成30年度になりますと、この名前の周知度で言いますと0.1%下がって43.5%ということになっているんですが、実現度で言いますと41.7%ということで、平成25年度からアンケートを取って確認をしているところでございます。

それから、真のワーク・ライフ・バランスではないんですが、働き方改革の分野で言いますと、中小企業がどれくらい、どれだけ自分の企業が働き方改革を進めているか、進めようとしているかということで、働き方改革を進めようとしている企業は70%を超えているんですけれども、実際に取り組んでいるかということかというと、なかなか実際は取り組めていないというのが約半数、50%ということです。

知っているんですけどもなかなか取り組めないという実情があるということ

もありまして、京都市ではそういう中小企業に向けまして、働き方改革を進めておられる企業に見える化と言いますか、どういう取組をして働き方改革を進めておられるかという見本のようなかたちで見える化を進めておりまして、そういう広報・啓発を進めているところでございます。

他企業のケースを参考に、働き方改革を進めていただけたらいいなというふうに考えているところでございます。ワーク・ライフ・バランスについては以上でございます。

○薬師寺座長

はい、どうぞよろしくお願いします。

○波多野課長（くらし安全推進課）

犯罪被害者支援につきまして、各局別の一覧で言いますと8ページのところになりますが、電話相談732件、面接相談187件等々上がっております。

先ほど御指摘がありましたが、社会的にどれだけ広がっているか、につきましては、正直、犯罪被害者支援ということになりますと、なかなか広がりがなく、知れ渡っている状況ではないと認識しております。職員につきましても、まだまだ犯罪被害者支援ということが伝わっていないと認識しております。

それも踏まえまして、一昨年度から犯罪被害者支援については、秋に「犯罪被害者週間」というものが11月末にございまして、「ホンデリング」という取組を行っています。このホンデリングは、使わなくなった本を持ってきていただいて、それを業者に売却することによって犯罪被害者支援の資金に充てるというものでございます。こういうことを市民しんぶんの区版に掲載したうえで、各区役所・支所でお受け取りをする。これが区民にも広がりますし、区役所の職員にもそういう意識の浸透になるということも踏まえまして、地道ではありますが、一昨年度からこういう取組をしています。

また、その犯罪被害者週間におきましては、各区役所で持ち回りではございませんけれども、被害者支援のパネル展等を区役所の中でさせていただいております。

そういうことを踏まえまして、数字的にはどこまで広がったかということは、なかなかまだ測れるような状態ではないということで、「犯罪被害者支援」という言葉を含めまして、職員、あるいは市民の方々に訴えていきたいし、そういう取組を進めている、という状況でございます。

○薬師寺座長

どうもありがとうございます。

さあ、だいたい予定されていた時間になったんですけれども、実は今日、後半にもう一つ大きな議題があって、10年の計画の後半に移っていく上で、改訂の方向性について御議論いただかなければならないということなので、すみませんが1の議題について、もしあれば、あとでもう一度こういう点は、というのを
出してもらおうということで、他に特にという質問がないようでしたら、議題2「京都市人権文化推進計画の改訂の方向性」についての御説明をいただくということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

じゃあすみませんけれども、事務局、よろしくお願いします。

(2) 京都市人権文化推進計画の改訂の方向性について

○岡田課長（共生社会推進室）

（資料2に基づき説明）

○薬師寺座長

どうもありがとうございました。

それではまだしばらく時間がありますので、ただ今の事務局からの説明につきまして、何か御質問などはございますでしょうか。はい、どうぞ。

○玉置委員

本当にたくさんのお見直し、ありがとうございます。

最初のページに書いてあったことを少しお尋ねしたいと思います。少しまとめて質問させていただきますが、よろしいでしょうか。

1ページ目の「3 改訂の全体的な方向性（案）」と書かれていて、4項目。これが今回の見直しの柱になる考え方であるというふうに読ませていただきました。

(1)(2)(4)については具体的に2ページ以降のそれぞれの重点課題の主な改訂内容というところに反映されております。しかしながら、(3)については「基本的な考え方に反映する」とだけありまして、2ページ以降には全く触れていないという状況のもとで、ただ一つだけこれを説明されるときに、8050という文言が出てまいりました。

その内容を踏まえまして、この(3)につきましては、具体的に京都市として全体的な方向性に盛り込んだ背景なんですけど、この問題に対する基本的な見解であるとか、ここに、考え方に反映するとなったこの間の協議の推移と言いますか、背景と言いますか、京都市として協議をされた経過が何がしかがあるのかどうか。まず1点はそこを教えていただけたらと思っています。

例えば、社会的問題だけにとどまらず、京都市としては何かが問題であって、

それに対して取り組まなければいけないという背景があるのかどうか。もしそれが、条例が作られそうな気配があるのだとか、そういうようなことがあれば、そういうことも含めて教えていただきたい。

二つ目ですが、現在の推進計画の中ではこのテーマについては「子どもと共に育む社会づくり」といったところに盛り込まれております。しかし、それはほんの数行にとどまっております。相談、悩み事があれば、家庭問題として悩み事があれば、こちらに御相談をとという対応になっているかと思えます。

しかし今回は、社会的孤立というところがかなり深刻化をしているという捉え方で、しかも、なおかつ8050という、この介護と高齢社会の進展というところとを掛け合わせて、この問題を捉えていくということであれば、子どものカテゴリーにとどまらないという分野で、例えばこの問題は10代からもう60代ですね、就労をリタイヤするという年代までもうずっと続きます。

ですから、このライフステージごとに様々な環境とか課題とか、置かれている状況とかが変わってまいりますので、対策として、今後の施策の在り方というものを考えるのであれば、それはどこが所管をし、どのように全庁的にこの対策が取られていくのかという問題が出てくるかと思えます。

ですから、例えばこの問題を2ページ以降のように、個々の人権課題のように一つの項目として今後考えていくんですという触れ出しがあるのであれば、もう少しこの問題についてはきちっと共通認識を共有しておきませんか、いわゆる社会問題として取り上げていって、こういうことが問題だ、という社会問題を解説するというようなやり方では、ちょっと人権課題というふうなとらまえ方に少し違和感を覚えるところがあります。

それで人権が守られるという、一個人として、どのようにこの問題を理解して、どのように対応していくのがよりベターなのか。もうベストというのではない。よりベターなのかというところを考えていきたいなと思っています。

ですから、この問題の定義の在り方というのは、一定、学識の方々では、ある程度まとまった定義というものがあるかと思えますけれども、この定義されたものというのは、いまの生活をどういうふうに捉えているか。いわゆる生活実態を、こういうふうに6か月以上こういう状態にある方ですよというようなことを定義したに過ぎないわけで、そこにおられる方々の本当の問題をどう捉えていくのかというのは、定義の中では読めないというふうに思われます。

ですから、この問題の年代の広さ、幅の広さ、課題の多さ、対応の難しさというところを考えたときに、この基本的な考え方に反映をするということはどういうことなのか。その辺りを聞かせていただけないかなと思っています。

その上で、この対応の難しさについては、私は色んな経験の中でお伝えしたいこと、申し上げたいことがありますので、少しこの基本的な考え方に反映すると

いうところだけを先に教えていただいて、その上で解消できなければ、もう一つ追加でお尋ねしたい点がございます。お願いいたします。

○山村室長（共生社会推進室）

非常に大事な御指摘だと思っております。

まだ定型的、確実的な考え方ということではないので申し訳ございませんのですけれども、確かに書き方の部分もあると思いますが、個人的見解も交えた話になりまけれども、1ページの「3 改訂の全体的な方向性（案）」の（3）のところでございますが、「ひきこもり等」というのは例示的に出させていただいたんですけれども、イメージとして思っておりますのは、いわゆる地域福祉の関係で、やはり地域共生社会という考え方が最近非常に大事になってきているというふうに考えております。

そういう意味で、京都の地域力ということがございますけれども、やはり地域住民の方が、自ら我が事と考えて取り組んでいく。その中で色々周囲のところに気付きながら、またそういうような支え合いということを、必ずしも自分が受け手だけでなくて担い手にもなりうるという考え方。もう一つは、それを含む周辺の、例えば社会福祉協議会、民生委員の方々、そういうような活動に携わっておられる方、自治体も含めてでございますけれども、そういうような色々なファクター、それから地域の企業等を含めた全体が、いかにそういう方々を包摂しながら守っていくかという様な地域共生社会の考えです。

その考え方が、個々、具体的なところにも反映するというのも大事でございますけれども、それがベースにあって色々な、例えば高齢者でありますとか子ども、ひきこもりもそうでございますけれども、そういうものの解決につながるようなベースになるものではないかと考えております。

その意味で、まだ個々の施策に反映されるというところを具体的に書けるかどうかというのは、確かにちょっと悩ましいところではございます。その意味では基本的な理念のところ、いま実は人権文化推進計画の中でも、そのような書き方が近いところは、人権文化推進計画の3ページ、「人権施策の基本理念と基本方針」のところの基本方針のアでございます。このような人権問題の土壌づくりというところで一定、見えている部分がございますけれども、もう少しそこを明示化するようなかたちでやれればと考えております。

そういう意味では、個々の施策に反映するというのも大事でございますけれども、そこを包含するような考え方としての意味合いを入れていきたいと考えております。

それともう一つ、確かに8050問題など、世代間をまたがるような課題になってきて、ものすごく複合的な課題というののもこれから出てくる。あるいは施策

の狭間にある課題もこれから発生してくると思っています。特に社会的孤立やそういう問題は多いかと思っています。

その中で、具体的にはまだそこが、これからどういうふうな施策として詰めていくかはまだ決まっていないところがございますが、京都市としてもそういう問題は非常に大事だと思っておりますので、各関係局も含めまして総合的に取り組んでいこうかという話は今後出てくると思っております。それも経過的に踏まえながら、反映できるところは反映していきたいというふうに思っているところでございます。

少し言葉足らずでございますけれども、よろしくお願いします。

○薬師寺座長

実は滋賀県の草津市で議論したときも、この「ひきこもり」についてどういうふうに捉えたらいいのか、どういうところが人権なのかというのは、ちょっと色々検討しないといけないという議論がありました。

こういう問題があるという問題意識はあると思うんですが、そこからこれをどういうふうに人権の問題として取り組んでいくべきなのかというのは大事なところだと思います。

はい、どうぞ。

○玉置委員

今おっしゃっていただいた地域福祉的視点、この点については何も異存はございません。ですから、例えば現在の計画も、基本理念とか基本方針、こちらに人権文化の土壌をつくると、そういう大きな命題がやはりあります。その暮らしている地域が住みやすい地域であるということは、そこで生活しやすいという意味も含めまして、本当に大事なことなので、この点については全く異存はないんです。

しかしながら現状は、と見たときに、今の地域社会の中で支え手の問題、あるいは地域社会の構造の問題があります。色んな団体が様々な地域社会を支えているわけですが、そういったところの諸団体さんを含む活動の在り方、あるいは役割分担、そういったところを考えたときに、いまの地域社会に社会的孤立という部分で、なおかつ、言葉だけではちょっと真意が伝わらないかもわかりませんが、例えばひきこもりであるとかLGBTであるとか、もっと少数の方々の対策をじゃあ地域住民が自分事として考えよと言われても、今の現状ではまだハードルが高い部分があるのではないかな、というふうに思います。

ですから啓発を、という意味はよくわかりますが、その部分というのは本当に不断の努力と地道な継続がないと、ここは伝わっていかない部分もあるんです

が、そこはちょっと置かせていただいて、この社会的孤立の中で派生する問題というものを考えたときに、その方々が、なぜ孤立するのか。孤立して、様々な支援から遠ざかろうとする意思が働いている人たちに対して、これからの施策の在り方というものを仮にも形式的に何がしかのかたちで提供するとしても、そこに近づいていく手段であるとか、「こういったものがありますよ」と届ける手段であるとか、あるいはその届ける手段をもってしても、なおかつ「出てきていただいて大丈夫ですよ」ということを何年も言い続けないと出てみえない。

そういう現状の中で、やはりそこを押し付けていくということは、その立場の人たちがさらに孤立化をしてしまうとか、傷つけてしまうという、逆の効果を生むことになりかねません。ある意味では善意であり、施策であったとしても、実際は逆の効果が出てしまいます。

ですから、全ての人権課題に言えることですけれども、本人がSOSを発信する、あるいは差別された、虐待にあっている、何がしかの本人からの訴えがない限り、なかなかそのところというのは表に出ていかないわけです。

そういった問題をどういうふうに受け止めていけるのか。制度、施策は当然あったとしても、その受け皿になるものが「こういうものがありますよ」というところがしっかり準備をされて、なおかつ、あまりあちこちで同じことを何回も言い回らなくていい様にできれば。犯罪被害者の方の立場もそうです。あっちへ行ってしゃべり、こっちへ行ってしゃべり、はできない。やはりそういうことでワンストップというものが求められている。これも同じようなことが言えると思います。

やはりそういったものが孤立して、出てみえないということは、「出てきて相談してください」ということはまず難しい。そうするとアウトリーチというものが必要になってくる。

そういったことも考えていったときに、どういう課題があり、どういう施策が必要なのかというところは、当事者の方をこれ以上傷つけないようにするという方向で、本当に慎重に考えて立案していかなければいけないんじゃないかなと。

またその問題は、本人にあったり、家庭問題にあったり、社会との信頼関係の崩壊にあたり、色んなことがあるわけですから、そういった原因がはっきりしているものは手を打っていく可能性はあると思います。

ただ原因を明確にできない場合は、先ほど座長がおっしゃったように、この問題のどこが悪いんですか、これが何の問題があるんですか、どういう支援をしなければだめになるんですか、ということが言えないと思います。

ですからその捉え方も、本当に慎重に協議をしていただき、情報の共有をしていただき、その上で考えていただければ、と思っております。

地域住民という視点と、本人の視点と、関係機関との連携で、京都の強みというものをどういうふうに提供していくかというところは総合的に判断することになるのでしょうけれども、ここのところについては、もう少し時間を十分かけていただいて、慎重に審議をお願いできたらと思っております。

また施策を考えられるときは、先ほど申し上げたような点に配慮をいただければ大変ありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○薬師寺座長

じゃあ、はい。おそらく関連の御質問かなと思いますが、岩渕副座長お願いします。

○岩渕委員

次期計画は、2025年スタートになると思うんですけども、ちょうど2025年といいますと75歳以上の方がほぼ2割近くになっている社会です。

その社会の中で、今回改訂の方向性の(3)に書かれている内容ということは非常に大きな意味があると思います。御説明にありましたように、基本理念、総論に当たるところになると思うんです。

(1)(2)(4)については、それぞれ各論で述べていくことがもちろん大事なことなんですけれども、(3)のところは、これからの地域社会をどんなふうに作っていくんだ、ということだと思います。人権に関わる問題が、より良いかたちで解消され、より良い方向付けができるように、ということかと思うんですけども、地域社会がいまどこを向こうとしているのかを考えたときに、地域社会で、自治連とか社会福祉協議会とか民生委員とか、いま現在そういった方が、「今やっている活動が非常に大事なんだ」とおっしゃっているんですけども、その方は「私らの後を継いでそういうことをやってくれる人はいないだろうな」と思っているんです。後を継いでくれる人は、これから70代に入る人で、60歳で退職して60代でこれから地域で活躍する人はいないんですよ。

人材はいるんですけども、その人が社会的に孤立しているんですね。「孤立してないよなあ」と言うんですけども、孤立しているんですよ。

退職されて、それぞれ自分の生活をエンジョイされて、それで色んな活動をされているんですけども、例えば御近所にもおいでなんですけれども、御主人が病気をされた。今までは調子良かった。奥さんが困られるんですけども、御近所の人とのつながりがないので、SOSを発することができないんです。お二人が元気な、60歳そこそこのときは良かったんですけども、70歳のときにやっぱり孤立しちゃうんです。こういうことがどんどん起こっていくのが、これからの2025年に向けての時代じゃないかなと思います。

そうしたら、計画に何を書いていけばいいのかということですね。結局は、60歳でリタイアされた方が、社会の中でどういうふうにとつながっていったらいいのかというビジョンを示していかないとだめなんだろうなと。

そのビジョンは、今働いているとき、仕事をしているときに、その考え方を持って退職に向かっていかないと、退職してから、「やっと仕事から解放された、これから自分の人生を謳歌しよう」というふうになっちゃうと、やっぱりその時点で、その方は社会から離れているんです。

ですので、そうでないようなということが、考え方の中に位置付けられないと大丈夫かなと思うんです。

この間、働き方改革について中学生がこんなふうに話しているんです。触れ合いトークといいまして、地域の中学生在が地域のおじちゃん、おばちゃんと一緒に話し合いをする場面というのを色んな左京区の中学でやっているんです。私は左京区なんですけれども。中学生がそのことについて話したんです。

「働き方改革で、私らの部活が、いままで1週間やっていたのが5日になったんです」。へえ、5日になったの。あと2日、どうなったんと聞いたら、働き方改革になって、指導してくれはる人が、家で色んなことをしないとイケないような流れになっているみたいです。そのことについてどう思うと言ったら、「大事なことだと私たちは思います」と言うんですよ。なんで大事かというと、「これから私たちが社会に出ていったときに、やはり家庭を大事にしようと思うと、そういうことがないとだめなんやろうなというふうに思ってます」と。誰に教えてもらったと言ったら、やっぱり中学校の先生がそうおっしゃったというんですよ。

ですので、教育の中でそういうことを語っていく人がいたり、それからこれからの教育が、教育の理念の目標が、今まで国語、算数、理科、社会、数学、英語とかいう各論がすごく大事にされていた目標が、「より良い社会をつくる」というのを表に出してきているんですね、指導要領が。

そうなってくると、全ての私たちの勉強は、より良い社会をつくるためなんだという意識付けが、これからの社会を支える子どもたちにあるとするならば、そういうものを子どもたちだけではなくて、大人が持つような、そんな考え方を入れていかないとだめなんだなと思っております。

地域社会の中で、自治会の加入率が75、70、65、60%というように下がってきております。そうすると自治会の中で大事なことを伝えようと思っても伝わらないのです。地藏盆をやろうと思っても、世帯として自治会に参加していなかったら子どもが参加しにくい、というような状況があったり、区民運動会で走っても、その賞品は自治会から出ておりますので、そういうことも問題になってきて、「子どもにはそういうこと、言うなよな。」というふうに地域の皆さん

はお互いに伝えて、地域ของ皆さんもそのようにおっしゃっているんですけども、そういうことで子どもを排除したりはしていませんけれども、社会の中で大人が、自分たちが外れていくんですね。

外れていかない、地域の中の人をつなぎづくりをどこかで、何かの場面で訴えていかないとだめなんかなというふうに、私も今自治連とそれから民生児童委員と社会福祉協議会でそういうことをやって、ひしひしと感じているんです。ですので、このままでは社会は壊れるなというふうに、地域社会はだめだなというふうに思っていますので、この推進計画の中には、是非、そういう方向性を明確に示すようなものが必要なのかなと思っておるところです。

○薬師寺座長

ありがとうございます。

ここの第2の課題は、色んな御意見をまず聞いた上で、本日は回答というのが主要な問題ではなくて、どういう問題があるのかということと共有できればということで、委員さんのほうに引き続き、何か御意見等、こういう点はというのがあれば意見を出していただければ。

はい、どうぞ。

○藤木委員

私もその地域力という話は、まあ聞こえはいいんですけども、じゃあ具体的にどういうふうにこれを盛り込むのかというのが、相当疑問に思っています。

市民の参加とか、自ら自発的に行動する、といったことをどういうかたちで計画に盛り込もうとされているのかが、もう一つよくわからない。「〇〇力」というのは、聞こえはすごくいいんですけども、本当に定義が難しいなと。

今聞いていまして、「ひきこもり」ということの人権課題としての位置づけという御意見がありました。一方でもっと一般論的な地域社会の重視というようなお話もあり、受け取る方が全然方向性が違いますので、その辺りはしっかりと定義付けをしていただけたらと思います。

少しそれとは離れますけれども、全体を見ていまして、5年の折り返しの計画にも関わらず、実はこの5年間、現場の職員の皆さんとかがどういうふうに思っ
てこれをしてこられたか、その現場の声とかいうものがここからあまり聞こえてこないんですね。

特に私が関心があるのは、インターネットの人権侵害ですが、この5年間、ずっと同じような調子で、子どもたちにモラルとかを教えてこられたと思うんですよ。だけどそれが届いていないのかどうなのかが、私は教育現場にいませんので、子どもたちはどういう反応をしているのかわからない。

そういうことを、この中間見直しの段階のところに、少しは反映するとか、これはやっても全然届いていないとか、これは届いているとかいう、そういう学校現場の声などをもう少しここに出していただけたらというように思います。

もう一つ一緒に、企業がもっと入れば解決するような話が結構あります。ワーク・ライフ・バランスなんかも、実はこれは企業の問題の方が大きいと思うんですよ。もっとストレートに言いますとトップの問題、経営者の問題だと思うんですよ。だから、どれだけ京都市が企業を引き込めるのか、取り込めるのか。特に経営者をどう啓発できるのか。

啓発というのはたくさんありますが、企業のリーダーシップといいますか、意思を決定するのは経営者ですから、もう少し経営者というものの取り込みがこの計画にあってもいいのではないかと思います。

「企業が、企業が・・・」と言っている、なかなかそこへ到達しないと思いますので、もう少し企業の取組、役割を明確に出していただけたらいいかと思います。

○薬師寺座長

ありがとうございます。

さあ、そのほかどうでしょうか。はい、松波委員。

○松波委員

推進計画の改訂の方向性についてのところで、「障害者の人権尊重と互いに支え合うまちづくり」について改訂が検討されているのを非常に歓迎というか、是非とも根本的に見直していただけたらと正直なところ思っています。

改訂の視点のところにありとおり、確かに3年前に障害者差別解消法が施行されたこと、また市民意識調査の中で非常に基本的な障害のある人への不当な差別的取扱いについて、市民が意識していないことが明らかになったという結果を踏まえて、何がどのように無理解があるのか、どういうふうに障害のある人が個としての尊厳を認められていない現状があるのかというのを分析して、この推進計画に反映していただけたらと思います。

現在の人権文化推進計画を見ますと、15ページ、障害者の人権尊重のところに、支え合うまちづくりのところですけども、主な課題のところを見ましても、あくまでも福祉施策の対象として障害者ある方を見ている。そういうちょっと古い枠組みが感じられるんです。

当事者の高齢化とか障害の重度化というのは、これは確かに福祉施策の枕詞として長年扱われてきたことなんですけれども、今高齢でなくても、重度でなくても、障害のある方が地域で当たり前暮らししていこうとしたときに、本人の意

思が尊重されないとか、我慢しても当然だと見られたりということは、日常的に起こっているんですね。

私自身も先日、滋賀で車椅子の方と一緒にバスに乗ろうとしたら乗車拒否にあうということが最近あったばかりです。確かにバスはバリアフリー化された、ワンステップバスだったにも関わらず、乗務員が十分研修を受けていなかった。あるいは、もう発車間際だったら断ってもいいという、おそらくそういう慣行があったとしか思えない事例です。でも、これは京都市内に住む友人等に聞いても、決して京都ではあり得ないかという、そうではないんですね。

一般的には障害のある人に親切にすべきだとか、バリアフリーはいいことだというように意識が変わったとしても、やはり対等な市民としてまだ見られていない。障害のある人が参加を諦めさせられても、それは仕方がないとか、知的障害や自閉症のある方で、大きな声が出てしまうとか、そういう方であれば、色んな場所に参加するのは無理だと諦めさせるような空気というのはいたるところにあると感じているんです。

ですので、推進計画の「主な課題」のところで、もっと障害のある人が当たり前に社会参加できてこなかった、そういう実態があることを踏まえて、法律の精神をきちっと踏まえて、課題の方も検討していただけたらと思います。

また啓発の具体策にしても、障害のある人への理解という言葉が何度か出てくるんですけれども、障害のある人について、何々障害についての理解というのももちろん必要ではあるんですけれども、共生社会の中で排除されない、差別されずに参加できるのが当然だ、という意識を育んでいく。その理解を進めていくことが大事だということを踏まえた改訂になればと思っています。

○薬師寺座長

ありがとうございます。

あまり時間はないですけれども、何かありましたら。

もうすでに何度も出ていると思うんですけれども、やはり高齢化社会というスピードがものすごく、推進計画の期間内にといいことではないと思うんですけれども、おそらく高齢者の人口の構造が非常に大きくなっていくといこと、もう一つは外国の人がこれから入ってくる。地域社会の中にそういう社会が生まれてくる。

私が住んでいるところは、古いまちではなく比較的新しくできた町内なんですけれども、それでももう役員さんの担い手がいらない、という状況になってきています。次の10年後は、若い人がどこまで育っているか。新しいまちというのは、高齢化したところに次にすぐ新しい人が入ってくるわけではなくて、ぽつぽつと入ってくるんですけれども、そういう中で、まち自体に世代間のギャップが

ありますので、うまく町内づくりができていくのか。

人権ということを考えていく前に、そういうことが進んでいく中で、地域力をどうやって出していくか、どういうことになっていく社会なのかなということ、一定考える必要があるんだろうなと思います。

それから、中学校、高校は当然として、すでに小学校でも今後スマートフォンの使用が当たり前になっていくし、人工知能が生活空間に入ってきてだと、新しい世代は新しい環境を前提に考えていくようになっていくので、人権問題が見えない形で進んでいくという状況をどういうふうに見ていくか。

これは先ほどもありましたように、全部を市がやる問題ではなくて、学校だとか会社だとか、そういうところとの問題の共有がないと、なかなかうまくいかないだろうと思うのです。そういうものもあることを想定しつつ、市として何ができるのかということを一定、この中に盛り込めるかどうかというよりも、そういうことを想定しつつ作っていく、ということが大事ではないかなと思います。

ほかに何かありましたら、どうぞ。いいでしょうか。

じゃあ、いったんいままでの点で、市のほうで実はこういうことだという説明があればどうぞお願いします。

○別府局長（文化市民局）

説明ということになるかどうかわかりませんが、地域社会の話がいくつか出ましたので、ここで御審議いただくに当たっての参考ということでお伝えさせていただきます。

一つは地域福祉推進指針の改訂を先般、本市でも行なっておりまして、まさにお話がありました地域課題の把握がなかなか難しい状況が生じてきております。これは民生委員の方々などにも御意見をたくさんいただく中で、地域のつながり、それから地域で活動される社会福祉法人ですとか、様々な団体のつながりの中で、課題をどうやってキャッチをするのか。そして非常に複雑化したケースがございますので、その部分はそれぞれの専門機関同士のつながりを受け皿として、きちんとつなげていくというような改訂です。これは先般行ったところでございます。

それから、もう一つ、自治会、町内会についてのお話もございました。これはコミュニティの活性化について、別途、協議の場を設けておりまして、そちらの中でも人口構造の変化、それから20年後には一人暮らしの世帯が4割ほどになるというような中で、その議論の中では地域によってやはり非常に課題が多様化していると。京都市内、一つの物差しではなくて、地域、地域によって非常に課題が多様化してきているので、その多様化する地域に応じたかたちで、どのように人のつながりをつくっていけばいいのかということを一つのテーマとし

て、こちらの方はこれから議論を進めていく予定となっておりますので、適宜また懇話会でも御紹介しながら、御審議の参考にさせていただくように努めていきたいと思っております。

ありがとうございます。

○薬師寺座長

どうもありがとうございます。

まだ何かこの点はということがあれば、是非御発言いただければと思います
が、いかがでしょうか。

それでは特になければ、今後のスケジュールをもう一度御説明いただきたい
と思います。

○岡田課長（共生社会推進室）

はい、ありがとうございます。

それでは今後、中間見直しに向けてのスケジュールでございます。今回資料の
中には付けさせていただいておりませんが、平成31年3月の前回の懇
話会で報告させていただいたスケジュールでございます。

例年ですと人権文化推進懇話会は、3月と7月の年に2回ですが、中間見直し
があるということでございますので、申し訳ございませんが、本日いただきました
先生方からの御意見を踏まえた改訂案を取りまとめて、10月に改訂案につ
いての御意見をいただき、その後、11月から12月くらいになるかと思いま
すけれども、改訂案についてパブリックコメント、市民の皆様の意見募集をした上
で、市民の皆様の意見も踏まえまして、最終案ということで、年度内にまた御議
論いただければと思っております。

○薬師寺座長

それでは、委員のみなさまには大変お忙しいと思いますが、次は10月
に一度、改訂案をかなり集中して御審議いただいて、そのあとパブコメを市民の
皆さんからいただいた上で、その後の懇話会の開催については改訂案の策定状
況も含めて検討いただくというふうにさせていただくということでよろしゅう
ございますでしょうか。

はい、それでは長時間ありがとうございました。特に御意見、御質問がなけれ
ば、以上で終了したいと思っておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

はい、どうもありがとうございます。

それでは事務局のほうにお返しいたします。

○山村室長（共生社会推進室）

はい、ありがとうございます。

本日、委員の皆様方におかれましては、非常に長時間にわたり御熱心に御議論いただきまして、本当にありがとうございました。

事務局からもございましたけれども、次回の懇話会、予定は10月29日(火)ということで予定させていただいております。この日に改めて中間見直し案について、皆様に御議論をいただきたいと思いますと思っております。

案の作成におきましては、委員の皆様方には途中の段階等についても御意見を個別に伺うこともあるかと思えます。お忙しいところ申し訳ございませんが、そのときは、是非また御意見をいただければ幸いに存じますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは本日の人権文化推進懇話会、非常に貴重な意見をいただきましたこと、本当にお礼を申し上げまして、閉会ということにさせていただきたいと思えます。次回、よろしくお願いいたします。

(終了)